

社会福祉法人熊本市社会福祉協会役員
に対する報酬及び役員費用弁償規定

(目的)

第1条 社会福祉法人熊本市社会福祉協会（以下「本協会」という。）の開催する正副会長会、理事会、評議員会、監事会、評議員選任・解任委員会等のために正副会長、理事、評議員、監事、評議員選任・解任委員等が要した費用の支弁及び役員の報酬について本規定を定める。

(報酬の額)

第2条 本協会役員会の報酬の額を次のとおり定める。

- (1) 理事長の報酬は、予算の許容する範囲内で年額 1,000,000 円を限度とする。
- (2) 常勤の役員報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表（別添）に定める基準額を理事会及び評議員会にて決定し支給する。
 - ① 賞与を法人給与規則に準じて支給することができる。
 - ② 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会、評議員会において、法人の業績と当該役員の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。
- (3) 役員会、監査時、評議員選任・解任委員会等における役員等報酬については予算の許容する範囲内で勤務 1 日につき、10,000 円を支給する。

但し、常勤の理事および本協会役員でかつ職員である者に対しては、役員報酬は支給しない。

(報酬支給の方法、支給形態)

第3条 常勤役員に対して毎月末日締とし翌月 15 日に振り込みにより現金を支給する。

但し、15 日が土曜日若しくは日曜日、国民の休日の場合はその前日とする。

(報酬の額の日割計算)

第4条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定関わらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(交通費)

第5条 支弁の対象となる者は、上記会議に出席のために要した交通費とし、正副会長、理事、評議員、監事等はすべて同一基準により支弁するものとする。但し常勤の役員には支給しない。

2 交通費の額は、1,000円を限度とする。

(旅行命令)

第6条 役員の業務出張は、会長の出張命令による。

2 前項により要した費用の支弁は、本協会旅費規程による。

(規定の変更)

第7条 この規定の変更は理事会及び評議員会の承認を経て行う。

附則

この規定は令和5年7月1日から施行する。

平成29年3月1日施行の本規定はこれを廃止する。

平成28年6月1日施行の本規定はこれを廃止する。

平成6年4月1日施行の本規定はこれを廃止する。

(別添) 役員等報酬表

号俸	支給基準額
1号俸	月額 150,000円
2号俸	月額 200,000円
3号俸	月額 250,000円
4号俸	月額 300,000円
5号俸	月額 350,000円
6号俸	月額 400,000円
7号俸	月額 450,000円
8号俸	月額 500,000円
9号俸	月額 550,000円
10号俸	月額 575,000円
11号俸	月額 600,000円
12号俸	月額 625,000円
13号俸	月額 650,000円
14号俸	月額 675,000円
15号俸	月額 700,000円